

建築士事務所を開設・管理する建築士 建築士事務所に所属する建築士

が受講しなければならない講習

1 管理建築士講習 1度受講 (建築士法第24条第2項)

- 建築士事務所を管理する建築士(管理建築士)は、登録講習機関(建築技術教育普及センター等)が行なう管理建築士講習を修了した建築士でなければなりません。
- 管理建築士になろうとする建築士は、必ず管理建築士講習を受講してください。
- 管理建築士講習は1度受講(修了)すればよく、再度、受講する必要はありません。
- 建築士事務所の登録申請にあたっては、管理建築士講習の修了証の写しの添付が必要です(建築士法第23条の2、建築士法施行規則第19条)

2 定期講習 3年に1度受講 (建築士法第22条の2)

- 建築士事務所に所属するすべての建築士、すべての構造設計/設備設計一級建築士は、3年に1度、登録講習機関が行なう定期講習を受講しなければなりません。
- 平成27年度に受講した建築士は、平成31年3月31日までに、次の講習を受講してください。
- 定期講習を受講しない場合は、建築士法第10条の懲戒処分の対象となりますので、必ず受講してください。

3 知事指定講習 5年に1度受講 (茨城県告示)

- 建築士事務所の開設者又は管理建築士等は、5年に1度、下記のいずれかの知事指定講習を必ず受講してください。
 - ◆建築士事務所の管理講習会【主催：(一社)茨城県建築士事務所協会】
(法第27条の2第7項)
 - ◆建築士会技術講習会【主催：(一社)茨城県建築士会】(法第22条の4第5項)
- 建築士事務所の登録申請にあたっては、茨城県建築士事務所指導要綱第4条に基づき、上記のいずれかの講習を登録申請前の1年以内に受講したことを証明した書面(受講証明書)を添付してください。

※登録申請前の1年以内に1の管理建築士講習を受講している場合は、その修了証の写しでも可